

令和 8 年度

工事番号 第34号

町民交流センターボイラー更新工事

特記仕様書

施工場所 おいらせ町 中下田 地内

おいらせ町

町民交流センターボイラー更新工事 特記仕様書

1 件名

町民交流センターボイラー更新工事

2 施工場所

青森県上北郡おいらせ町中下田 125-2 町民交流センター内

3 工期

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 施工概要

- (1) 鋼板製真空式ヒーター更新（既存） 一式
- (2) 上記に付随する配管工事、煙道工事、電気工事、塗装工事、竣工試験等 一式

5 一般共通事項

- (1) 本工事は、本仕様書及び設計書に基づくほか、国土交通省監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」の最新版に基づき施工すること。
- (2) 本工事は通常業務中の施工となり、工程等は監督員と綿密に打合せを行い実施すること。また、重機等による機器の搬入・搬出の具体的な日時は、発注者と協議して決定すること。
- (3) 本工事に関する法令、条例及び規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、遅滞なく受注者の費用で行うものとする。
- (4) 本工事に必要な電力、水については発注者の負担とする。
- (5) 本仕様書に明記のない事項であっても、施工上当然処置すべき事項は本工事の範囲内として実施すること。これにあたらぬ場合については、双方協議の上、実施するものとする。
- (6) 着手に先立ち、発注者と十分な打合せ及び協議を行い、工程表を監督員に提出し、承認を受けること。
- (7) 施設に損傷を与えないよう十分注意して作業すること。万一損傷等を与えた場合は速やかに発注者に報告するとともに、受注者の負担において処置すること。
- (8) 着手前に付近の状況を確認し、騒音、振動、塵埃の発生、汚水汚染等に万全の対策を講じること。
- (9) 工事に伴って生じる産業廃棄物は、関係法令に従って適切に処理すること。
- (10) すべての作業完了後、各検査記録、試運転記録及び業務写真等を履行期限までに

提出すること。なお、写真はカラーとし、着工前、完了後の施工内容を確認できるものを1部提出すること。

6 特記事項

(1) 既設真空温水ヒーター

SHOWA SV-630

(2) 温水配管取替

温水配管については、既設流用とし、新設機器廻りのみ取り替える。

(3) 配線

既設流用とする。

7 納入条件

要件を満たせば同等品による納入を可とするが、入札書提出前に「質疑応答書」を提出し、発注者から承諾を得ること。

8 その他

本仕様書に記載されていない事項については、発注者・受注者が協議し決定するものとする。